

令和元年台風第15号における千葉県山武市への本市の応援職員派遣 (第2報)

9月20日(金)に報道発表した応援職員派遣について、千葉県山武(さんむ)市の対口(たいこう)支援団体(※)である群馬県から、本県市町村職員による災害対策支援チームの業務内容等に変更があった旨の連絡がありましたので、次のとおり本市からの応援職員の派遣を変更します。

変更内容

本市が応援職員の派遣を予定していた「住家被害認定調査業務」が、現地の状況から応援職員の派遣が不要となったため、9月25日(水)から28日(土)までの期間で予定していた第1班への本市応援職員2名の派遣を中止します。

本市では、引き続き応援職員の派遣体制を整え、今後の群馬県による調整に基づいて、改めて応援職員の派遣を実施する予定です。

※ 対口(たいこう)支援団体

総務省による被災市区町村応援職員確保システム(対口支援システム)により、大規模災害発生時に、被災市区町村に対して応援職員の派遣を行う都道府県又は政令指定都市のことです。

今回、千葉県山武(さんむ)市の要請を受け、総務省等が調整を実施した結果、群馬県が同市の対口(たいこう)支援団体となりました。

本市は、群馬県の調整の下、県内の他の市町村とともに、千葉県山武(さんむ)市の支援を行う予定です。

本件に関するお問い合わせ先

防災危機管理課 危機管理係

担当者 直通 / 027-898-5935